

訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位			
A2 1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 1176単位	日割の場合	39単位	1.176	1月につき	
A2 2111	訪問型独自サービス11日割				39	1日につき		
A2 1211	訪問型独自サービス12		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) 2349単位	日割の場合	77単位	2.349	1月につき	
A2 2211	訪問型独自サービス12日割				77	1日につき		
A2 1321	訪問型独自サービス13		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 3727単位	日割の場合	123単位	3.727	1月につき	
A2 2321	訪問型独自サービス13日割	123			1日につき			
A2 2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月あたりの回数を定める場合	(イ)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287単位	287	1回につき	
A2 2511	訪問型独自サービス22	網掛け部分は、太子町では使用しません		179単位	179			
A2 2621	訪問型独自サービス23			220単位	220			
A2 1411	訪問型独自短時間サービス			(3)短時間の身体介護が中心である場合	163単位	163		
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	日割の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				1単位減算	-1	1日につき	
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12				(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		(3)1週に2回を超える程度の場合	1単位減算	-1	1日につき		
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			37単位減算	-37	1月につき		
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21				3単位減算	-3	1日につき	
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(2)生活援助が中心である場合	日割の場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2	1回につき	
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合	-2		
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間				(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算		-2
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	日割の場合	所定単位数の10%減算		1月につき	
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2				所定単位数の15%減算			
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	特別地域加算	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	日割の場合	所定単位数の12%減算		1月につき	
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算				所定単位数の15%加算			
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		日割の場合	所定単位数の15%加算		1月につき	
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の15%加算			
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算				所定単位数の10%加算			
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の10%加算			
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		日割の場合	所定単位数の10%加算		1月につき	
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算				所定単位数の5%加算			
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日				所定単位数の5%加算			
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回	ハ 初回加算		日割の場合	所定単位数の5%加算		1回につき	
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算				200単位加算	200		
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		日割の場合	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ				(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算		200
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		日割の場合	50単位加算	50	月1回限定	
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算		日割の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000 加算	1月につき	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ				(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000 加算		
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ				(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000 加算		
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ				(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000 加算		
A2 6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1				(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(V×1)		所定単位数の221/1000 加算
A2 6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2					(二)介護職員等処遇改善加算(V×2)		所定単位数の208/1000 加算
A2 6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3					(三)介護職員等処遇改善加算(V×3)		所定単位数の200/1000 加算
A2 6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4					(四)介護職員等処遇改善加算(V×4)		所定単位数の187/1000 加算
A2 6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5					(五)介護職員等処遇改善加算(V×5)		所定単位数の184/1000 加算
A2 6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6					(六)介護職員等処遇改善加算(V×6)		所定単位数の163/1000 加算
A2 6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7					(七)介護職員等処遇改善加算(V×7)		所定単位数の163/1000 加算
A2 6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8					(八)介護職員等処遇改善加算(V×8)		所定単位数の158/1000 加算
A2 6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9					(九)介護職員等処遇改善加算(V×9)		所定単位数の142/1000 加算
A2 6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10					(十)介護職員等処遇改善加算(V×10)		所定単位数の139/1000 加算
A2 6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一)介護職員等処遇改善加算(V×11)	所定単位数の121/1000 加算					
A2 6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二)介護職員等処遇改善加算(V×12)	所定単位数の118/1000 加算					
A2 6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三)介護職員等処遇改善加算(V×13)	所定単位数の100/1000 加算					
A2 6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四)介護職員等処遇改善加算(V×14)	所定単位数の76/1000 加算					

太子町では不使用



サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
AF	1001	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2・ 要介護1・2・3・4・5  442単位	442単位	1月につき	
AF	1010	介護予防ケアマネジメント・虐待防止基準減算		高齢者虐待防止措置未実施減算		4単位減算
AF	1011	介護予防ケアマネジメント・業務継続計画未実施減算		業務継続計画未実施減算		4単位減算
AF	1012	介護予防ケアマネジメント・虐待防止・業務継続計画未実施減算		高齢者虐待防止措置未実施減算・業務継続計画未実施減算		8単位減算
AF	1002	介護予防ケアマネジメント初回	ロ 初回加算	300単位加算		
AF	1005	委託連携加算	ハ 委託連携加算	300単位加算		